

# ○ 大学の質保証システムをめぐる国際競争

## 【主要国の公的な質保証システム】

アメリカは、事後評価としてのアクレディテーションを重視。ヨーロッパでは、事前規制としての設置認可制度と事後評価の組合せによる公的な質保証システムを構築。

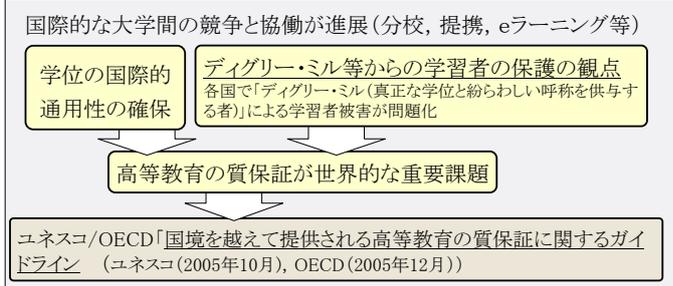
	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
大学の設置認可	国の設置認可(大学設置・学校法人審議会の審査)	州政府による認可	国による認可(QAA, (Quality Assurance Agency)の審査)	学位授与権を持つ大学は国立のみ	州政府による認可(州立大学と同程度の水準を要する)
事後評価	国の認証を受けた団体による機関評価	民間のアクレディテーション(適格認定)による機関別・分野別評価	①QAAによる機関評価 ②HEFCEによる分野別研究評価	国立大学は、大統領直轄の大学評価委員会(CNE)による機関評価	民間の適格認定による機関別・課程別評価
事後評価結果の活用	大学と国に通知・一般に公表	連邦政府奨学金や科研費の受給条件	①大学と国に通知 ②研究予算配分に反映	大学に通知	大学に通知

## 【アメリカのWTOに対する高等教育サービスの自由化提案(2000年)】

1994年 WTO設立協定採択、「サービスの貿易に関する一般協定」(GATS)作成。これにより、教育サービスを含むサービス分野がWTOにおける貿易交渉の対象となる。  
 2000年 アメリカが、自国の大学質保証システム・大学制度を世界の標準とすべく、WTOに対し高等教育サービスの自由化を提案。日本は、教育サービスの自由化に当たって、①教育の質の維持・向上、②教育サービスを受ける消費者(学習者)の保護、③学位・単位等の国際的な通用性の向上等、の視点が重要との立場で交渉。  
 2005年 日本や欧州が連携し、各国の大学制度を尊重するガイドラインをユネスコ・OECDで採択。

## 【ユネスコ・OECDの「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」(2005年)】

大学教育の質保証が世界的な重要課題となってきたことを受けて、ユネスコとOECDにより「国境を越えて提供される高等教育の質の保証に関するガイドライン」が制定。これにより、各国政府が、それぞれの責任において、自国の大学制度に照らし、高等教育の質を確保することが承認された。



## 【欧州における高等教育に関する動向】

### ① エラスムス計画(The European Community Action Scheme for the Mobility of University Students : ERASMUS)

単一欧州議定書採択(1986年)の翌年に欧州委員会(ECの行政執行機関)の教育交流プログラムとして「エラスムス計画」が発足。1993年のEU発足後は、総合的な人物交流計画である「ソクラテス計画」の一部となる。

- EUの経済力の強化と加盟国間の結合の促進を目的とした、各種の人材養成計画、科学・技術分野におけるEU(計画当初はEC)加盟国間の人物交流協力計画の一つ。
- 大学間交流協定等による共同教育プログラム(ICPs : Inter-University Co-operation Programmes)を積み重ねることによって、「ヨーロッパ大学間ネットワーク」を構築し、EU加盟国間の学生流動を高めようとするもの。
  - (1) 学生流動化支援: 往復旅費、語学学習費、滞在費(自国と相手国の生活費の差額)などの助成。(2008年度は約18万3千人を支援)
  - (2) 教員流動化支援 (2008年度は約3万2千人を支援)
  - (3) 機関交流支援
  - (4) 語学課程設置支援

### ○ エラスムス・ムンデウス計画

- 欧州と欧州域外の大学間交流により、欧州の大学の質と競争力を改善する計画(「ムンデウス」はラテン語で「世界」の意)。
- 2004年に開始し、現在2期目(2009-2013年)。今期は以下の3事業を実施予定。
  - ・奨学金を含む「エラスムス・ムンデウス修士課程」と「エラスムス・ムンデウス博士課程」創設支援事業
  - ・奨学金を含む欧州以外の地域の高等教育機関との連携支援事業
  - ・欧州高等教育機関の魅力の充実のための機関補助事業

### ② 欧州高等教育圏(European Higher Education Area)

1999年に29カ国の高等教育担当大臣が「ボローニャ宣言」に署名し、「ボローニャ・プロセス」を開始。経済力を強化する「リスボン戦略」の一環として、2010年までに「欧州高等教育圏」を創設を目指す取組が進展。現在、46カ国が参加し、2年ごとの大臣会合において、議論が進められている。

- ヨーロッパが、アメリカやアジアと伍していくには、政府と大学の連携による高等教育の「現代化」が必要との問題意識。
- 2000年「リスボン戦略」においても、にEU経済を世界で最もダイナミックで競争力ある知識集約型経済に移行させる取組の一環として、「ボローニャ・プロセス」の着実な実行を位置づけ。
  - (1) 学位制度の整理 ・各国の独自の学位制度を、学士、修士、博士の3段階に整理することを基本的な枠組みとして推進し、2005年に採択された「欧州高等教育圏における包括的な資格制度」(ECTS)との比較を可能とする。国境を越えたジョイント・ディグリーも促進。
  - (2) 流動性の促進 ・ビザ・在住許可・就労許可制度の改善や、国境を越えた奨学金や年金管理を促進。
  - (3) 海外の学位への正当な評価 ・単位互換や、累積単位制度の促進。
  - (4) 質保証制度 ・「質保証の基準・ガイドライン」により、内部質保証と第三者機関による外部質保証の実施を各国に要請。  
・ 偽のアクレディテーションを防止するため、質保証機関の登録制度を実施。

## ○「単位制度」について

- 「単位制度」とは、大学における授業の履修に係る学生の学修量を測る制度  
構成要素：1単位数(基礎的な量)、総単位数(全体量)、科目配分(科目区分、課程区分)、履修選択(用意単位数、年次履修)、評価(単位認定)
- 学生の学修量を時間という概念で測定するため、米国において創始・発達

### (1)日本の単位制度

- 1単位は「45時間の学修(授業内の講義等や授業外の予習・復習等を含む)」で構成
- ※1単位の構成の例：
  - ①教室での講義15時間＋予習・復習等の時間30時間＝45時間
  - ②実習30時間＋実習の準備等や復習等の時間15時間＝45時間

○修了要件(学士課程)：124単位以上

例)国際基督教大学

卒業要件(4月入学生の場合)：136単位

履修コース：

1. 全学共通科目47単位
  - ・英語教育プログラム(22単位)
  - ・一般教育科目(21単位)
  - ・保健体育科目(4単位)
2. 専門科目89単位
  - ・基礎科目(18単位)、専攻科目(21単位)、選択科目(41科目)、卒業研究(論文作成、9単位)

※ダブルメジャーや、メジャー、マイナーを選択することも可能

### (2)米国の単位制度

- 1単位の価値はセメスター制(2学期)、クォーター制(4学期)によって異なる
- ※1単位の構成の例  
45時間(セメスター制)、30時間(クォーター制)

- 修了要件(学士課程)：  
120単位(セメスター制)  
180単位(クォーター制)

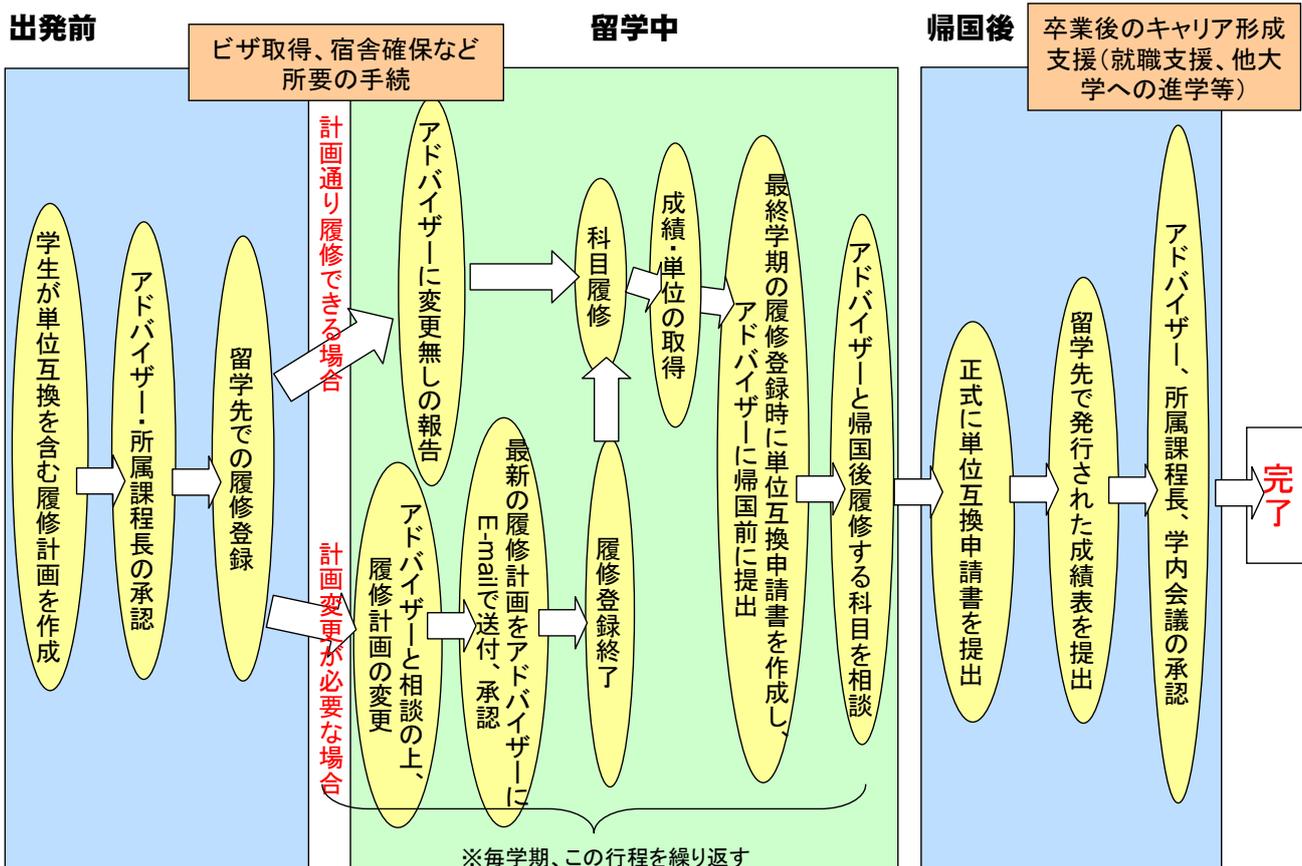
例)コーネル大学

卒業要件：120単位34コース

履修コース：

1. フレッシュマン・ライティングセミナー(2コース)
  2. 外国語(1外国語4コース、2外国語6コース)
  3. 一般教養(9コース、物理・生物科学、定量的・形式的論証、社会科学・歴史・人文・美術から履修)
  4. 主専攻  
英文学の場合(34単位6～8コース)
  5. 選択科目(15単位4コース)
  6. 体育(非要件、2コース)
- ※単位に加え、授業科目ごとに付与されるコース数を一定数取得することが必要

## ○学生が海外への留学を通じて単位互換を行う手続例

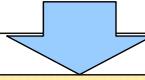


# ○国際化拠点整備事業

平成22年度予算額 30億円

## 背景

- 世界の有力大学間の競争が激化する中、日本の大学の国際化は不十分(特に、留学生比率や外国人教員比率は低調。)
- 優秀な留学生や外国人教員の受入促進により、日本の大学の国際化、国際的に活躍できる日本人学生の育成を推進することが急務。



## 国際化拠点整備事業の展開

### 実施内容

- 【英語による授業等の実施体制の構築】
  - ・英語で学位が取得可能なコースの導入
    - 学部33、大学院124コースを新たに設置
  - ・専門科目を英語で授業を行うための教員の国際公募・任期付き外国人教員の配置
- 【留学生受入れに関する体制の整備】
  - ・留学生に対する専門スタッフによる生活支援、就職支援や補完教育の実施
    - 留学生数:1万6千人(H20)→5万人以上(H32)
- 【戦略的な国際連携の推進】
  - ・日本の全ての大学が共同利用可能な「海外大学共同利用事務所」の設置
    - ロシア、チュニジア、インド、ウズベキスタン、ベトナム、エジプト、ドイツ、インドの8事務所
  - ・大学間交流協定に基づく交換留学の拡大

### 選定大学

東北大学、筑波大学、東京大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、九州大学、慶應義塾大学、上智大学、明治大学、早稲田大学、同志社大学、立命館大学

# ○日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人材育成支援事業

平成22年度予算額 5億円(新規)

## 背景・課題

第2回日中韓サミット(平成21年10月10日)において、三国の大学間交流の促進が合意されたこと等を踏まえ、三国の協力強化と成長の担い手となる高度かつ実践的な人材育成を図り、日中韓の協力強化と安定的で健全な発展に寄与することが必要。

## 対応・事業内容

### 【対応】

大学が、日中韓の協力強化が求められる共通の成長分野について、中国や韓国を中心とした地域からの外国人学生を受け入れ、産業界と連携して、実践的教育を提供する取組を重点的に支援する。

### 【事業内容】

#### 日中韓等の大学間交流を通じた高度専門職業人育成事業

5件 × 100,000千円 (5件程度の拠点を5年間継続して支援)

- ・優秀な学生確保等のための日中韓等の大学間連携によるコンソーシアムの形成
- ・産業界との連携実績を基盤にした質の高い実践的な教育の提供(実務家教員の派遣等)
- ・支援分野は、三国間の協力強化が求められる共通の成長分野を対象
  - 環境技術(環境保全・修復、水処理・水循環等)、資源開発・精製技術、
  - エネルギー(化石燃料有効利用、高効率エネルギー開発)、
  - 情報通信(組み込みソフトウェア、アーキテクチャ等)等

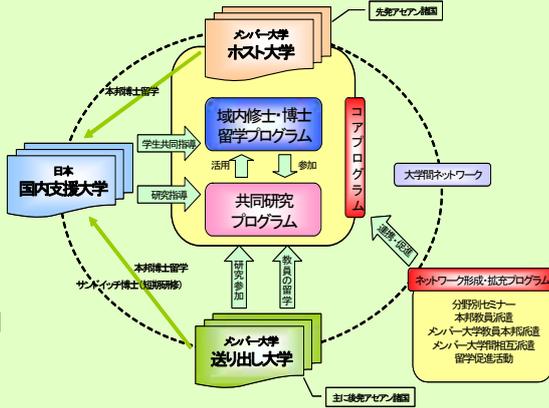
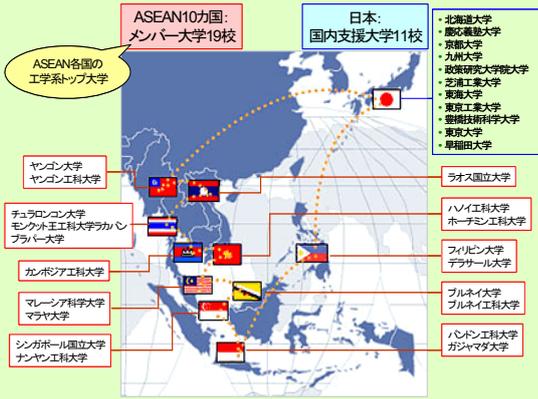
## 政策目標・効果

○本事業において日中韓等の大学間交流を促進するとともに、中国及び韓国を中心とした地域からの外国人学生を受け入れ、日本人学生と切磋琢磨する競争的環境を創出できるようにすることにより、我が国の国際競争力の強化を図り、日中韓の協力強化と安定的で健全な発展に寄与する。

# ○アセアン工学系高等教育ネットワーク(SEED-Net)

・アジア経済危機を契機に、産業発展のための高度な技術者を育成するため、日本の支援により、2003年からアセアンの19大学と日本の11大学がネットワークを形成。

・分野ごとに核となるホスト大学を定め、日本の大学が協力して、各大学の自主的な取り組みにより、工学教育の質を高めている。  
 ・2008年までに、444名が修士・博士の学位を取得し、質の高い技術者として産業界をリードする人材が輩出されてきた。  
 ・2008年より、第2期を開始。年間予算約5億円(2009年度)。



## 活動実績(2007年5月まで)

- ・留学プログラム 合計 444人
- ・共同研究 168件

## 【経費実績】

2003	1.58億円
2004	3.83億円
2005	4.91億円
2006	6.18億円
2007	6.23億円

## 協力分野と各分野のハブ

基幹分野	ホスト大学	国	幹事大学
化学工学	デラサール大学	フィリピン	東京工業大学
環境工学	フィリピン大学		東京工業大学
製造工学	マラヤ大学	マレーシア	慶応義塾大学
材料工学	マレーシア科学大学		豊橋技術科学大学
土木工学	チュラロンコン大学	タイ	北海道大学
電気電子工学	チュラロンコン大学		東京工業大学
情報通信工学	モンクット大学		東海大学
機械・航空工学	バンドン工科大学	インドネシア	豊橋技術科学大学
地質・資源工学	ガジャマダ大学		九州大学
全工学分野	シンガポール国立大学 ナンヤン工科大学	シンガポール	なし

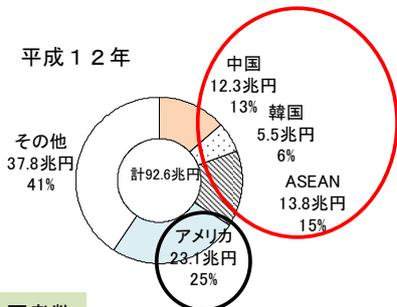
## 共同研究のテーマ例

基幹分野	共同研究テーマ例
化学工学	産業排水処理、バイオマス
環境工学	アセアン都市圏の環境問題対策(廃棄物処理、汚水処理、大気汚染防止、等)
製造工学	加工技術(切削、溶接、金型等)、製造管理技術、人間工学
材料工学	地域のバイオ材料の活用、産業を支える新素材
土木工学	都市交通計画、建築物の耐震構造、地盤改良工法
電気電子工学	携帯・無線通信ネットワーク技術
情報通信工学	域内言語の文字・音声処理技術、生体画像認識技術
機械・航空工学	機械の製作・維持管理・改良技術、産業用ロボット
地質・資源工学	地質災害対策(災害危険マップ、地すべり対策)、鉱物探掘技術

# ○東アジア地域経済の一体的進展に対応する大学教育 —東アジア地域経済の発展と一体化

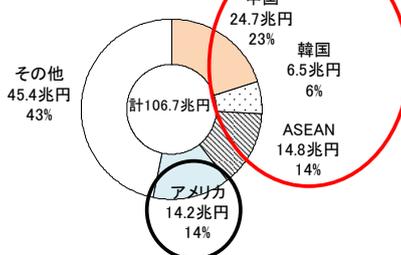
我が国の貿易総額の半分がアジア諸国を対象としており、また、アジア各国の経済成長が著しくなっており、今後、とりわけ中国・韓国・ASEANとの関係において、内需・外需の分類を超えて経済の一体化が進むと予想。その中で、どのような職業生活を送るとしても、個々人が東アジア地域で活動する、あるいは、東アジア地域で展開する企業とかかわる機会が非常に多くなると見込まれ、大学においても、アジア地域経済の一体的進展を念頭に置いた教育が必要。

我が国の貿易総額(輸出入の単純合計)



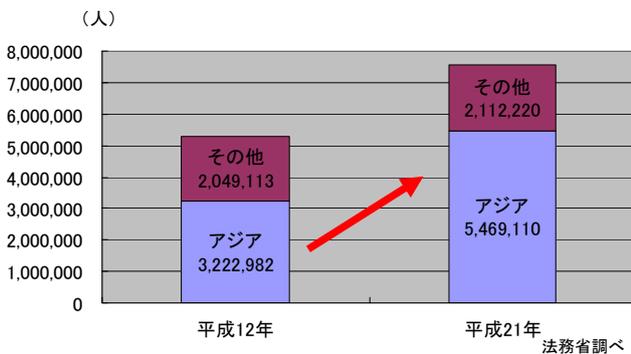
アジア計38.3兆円  
41%

平成21年

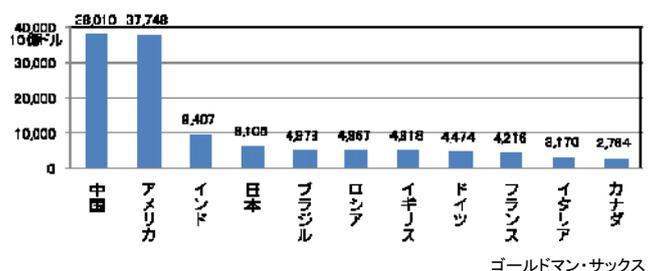


アジア計52.3兆円  
50%

外国人入国者数



2050年の主要国のGDP予測



# ○我が国及び諸外国における単位互換を支える諸制度の現状

## <日本>

	これまでの状況	最近の改善に向けた取組 (大学設置基準の改正等)	今後の方向性
単位授与 ・履修内容 ・履修時間	主観的で厳密でない基準	十分に可視化されていない	単位の実質化 ・GPA ・シラバス ・キャップ制 ・セメスター制 等
成績評価 ・大学が定める基準	主観的で厳密でない基準		成績評価基準の明示を基準化(全大学の約4割がGPAを導入)
シラバス ・授業科目 ・授業予定 ・準備すべき学修 ・到達目標 ・参考図書 等	個々の授業科目の詳細が事前に明らかでない		シラバスの作成・記載を基準化(全大学の96.1%が導入)
学位プログラム ・人材養成の目的 ・知識技術体系 ・獲得できる能力	一定の知識修得が学位授与の前提とされていない		学部、研究科ごとに人材養成目的の公表を基準化

## <先進事例(欧州の取組)>

ECTS(欧州単位互換制度)を創設し、共通の可視化された制度 ・学習量 ・1年間で取得すべき単位 ・各国の単位との換算方法を可視化
・7段階制による、相対評価を行うことを基準化 ・GPA制度による統一基準による厳格な評価
・チューニング(学問分野ごとにコアカリキュラムを作成)
・学位プログラムの考え方が浸透 ・各国の学位制度を整理(学士、修士、博士の3段階)

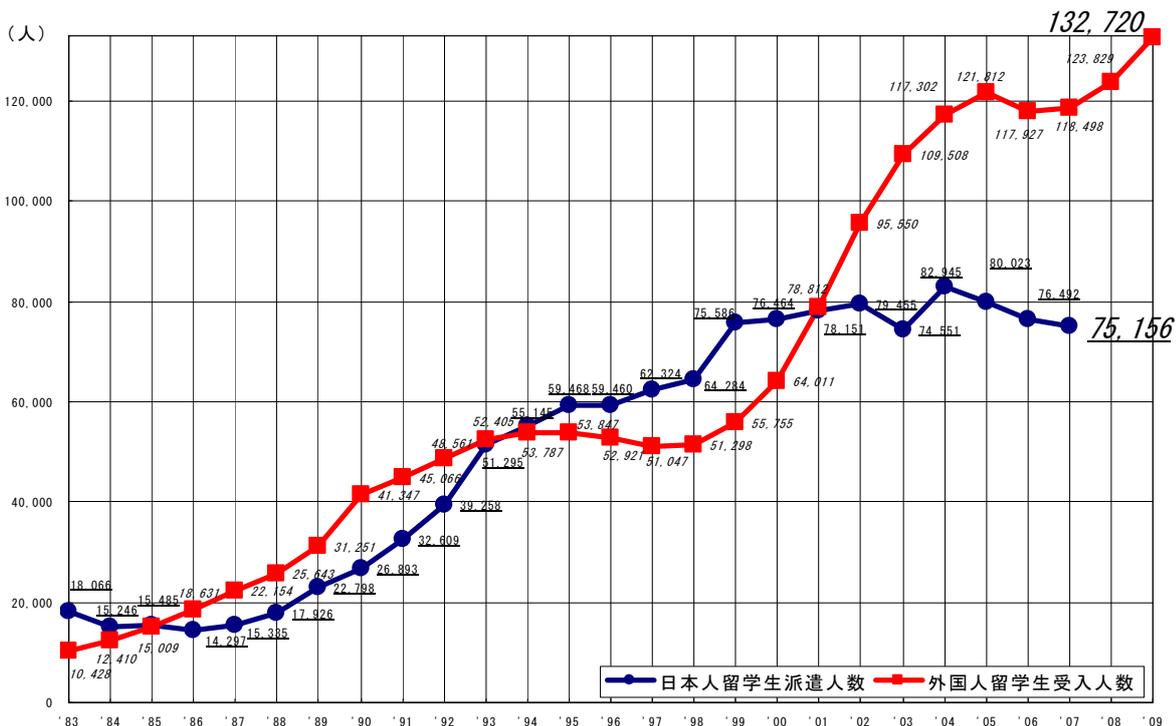
グッド・プラクティスへの財政支援

アジアにおける交流上の留意点として、数年前に単位制度を導入するなど、国情に著しい多様性があることに留意

欧州の取組も参考にしつつ、アジア諸国の連携・合意の下に、大学間交流を通じ東アジア共同体の形成に貢献していくことが重要

## ○留学生交流の現状

2003年、留学生受入れ数は約11万人となり、1983年に策定した「留学生受入れ10万人計画」を達成。2009年の受入れ数は13万人を越えている。ただし、留学生派遣者数は減少傾向。

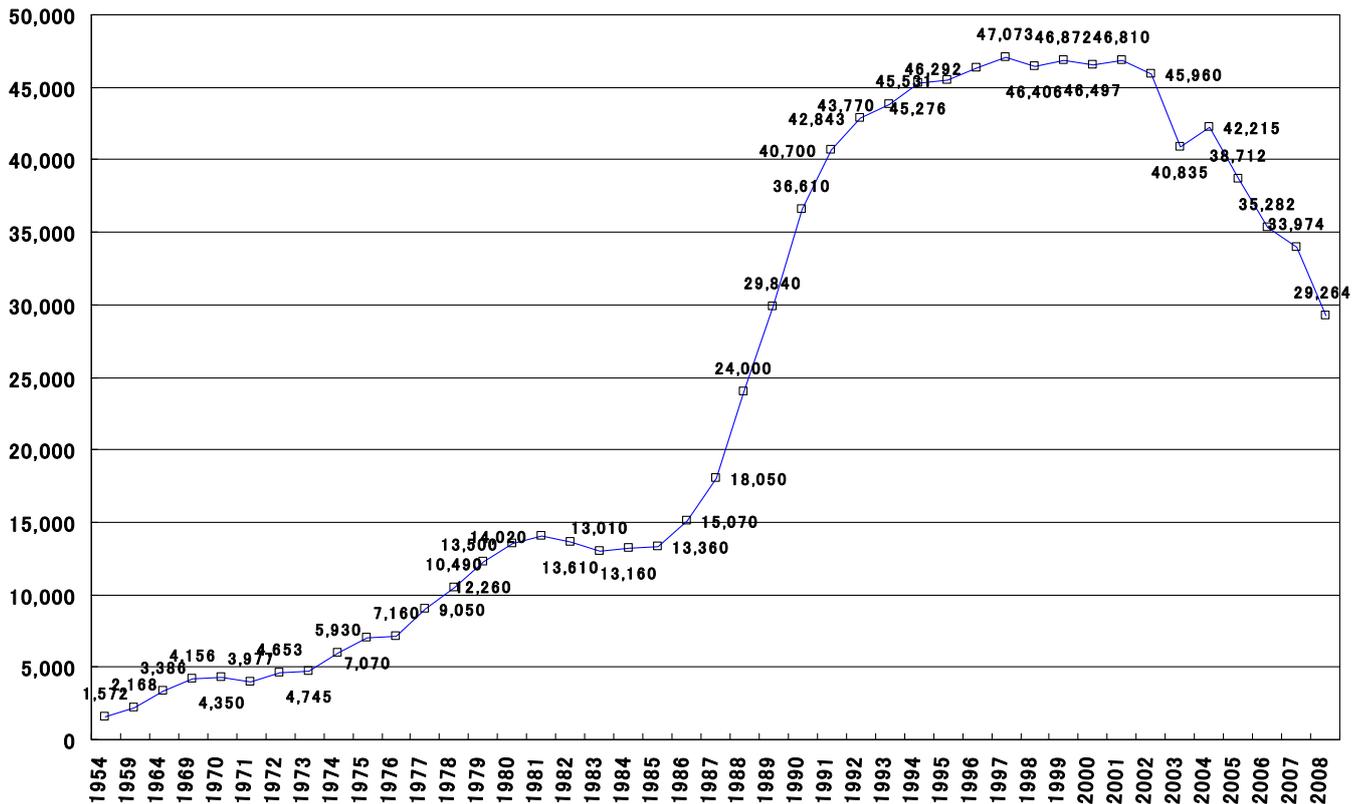


(注) 受入れ: 文部科学省、日本学生支援機構調べ

派遣: OECD、IIE、ユネスコ文化統計年鑑等調べ

## ○米国の大学に留学した日本人学生数の推移

近年の傾向として、米国への留学生数が急激に落ち込んでいる。



出典: Open Doors (米国国際教育研究所)

## ○大学間交流協定の締結状況

大学間交流協定数は着実に増加しているが、包括的な協定に留まるなどの理由により形骸化している例も見られる。

### ○協定数の推移

	国立	公立	私立	総数
平成15年度	4,674	393	5,724	10,791
平成16年度	4,828	365	5,643	10,836
平成18年度	5,534	474	6,745	12,753
平成19年度	5,407	519	6,914	12,840
平成20年度	6,335	600	7,932	14,867

※平成18年度以前と、平成19年度以降では、調査方法が異なるため、単純な比較はできない。

### ○締結先地域別大学数

アジア	534	71.5%
北米	422	56.5%
中南米	97	13.0%
欧州	368	49.3%
大洋州	265	35.5%
中近東	59	7.9%
アフリカ	72	9.6%
その他	36	4.8%

### ◆締結相手国の上位5か国

- 1位 中国 2,973件
- 2位 米国 2,183件
- 3位 韓国 1,659件
- 4位 イギリス 712件
- 5位 フランス 653件

※その他: 協定の相手先が複数で、地域も複数にわたる場合

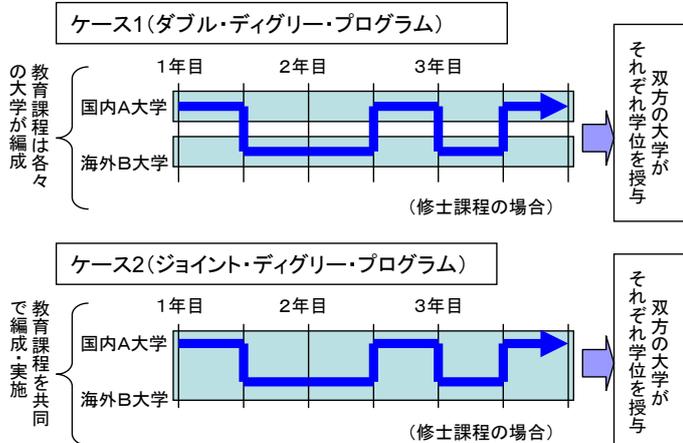
※パーセンテージは、全大学のうち、当該地域の大学と協定を結んでいる大学の割合

※平成20年度、文部科学省調査

# ○外国の大学との組織的・継続的な教育連携について

- 中央教育審議会大学分科会の下に設置された大学グローバル化検討ワーキンググループにおいて、平成22年5月、「我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等、組織的・継続的な教育連携関係の構築に関するガイドライン」を策定。
- 本ガイドラインは、我が国の大学と外国の大学間におけるダブル・ディグリー等につながるプログラムの組織的・継続的な教育連携関係を促進するとともに、同時に学位及びプログラムの質を保証し、ひいては国内外の高等教育の質の保証及び更なる向上につながることを期待して、プログラム形成に当たっての拠りどころとなる留意点を示すもの。

## 教育連携プログラムの考え方



- 海外における多様な考え方も踏まえ、当面の考え方として、ケース1をダブル・ディグリー・プログラム、ケース2をジョイント・ディグリー・プログラムとして整理するとともに、ケース2については、学位記とは別途に、関係大学により、共同で編成された教育課程を修了したことを示すものとして、サティフィケートのような証明書を発行することが想定される。

## ガイドラインの概要

### ①用語の整理

- 「ダブル・ディグリー」、「ジョイント・ディグリー」について、左記の整理に従って定義。

- このほか、「デュアル・ディグリー」、「共同学位」、「複数学位」等の用語が各大学において用いられているが、これらの用語の定義は「ダブル・ディグリー」または「ジョイント・ディグリー」の定義のいずれかに包含されるものとみなす(各大学において「ダブル・ディグリー」、「ジョイント・ディグリー」以外の用語を用いることは妨げない)。

### ②学位記の方式や学位の名称等の表記

### ③プログラムの質を保証する観点からの留意点

- ・当初に確認すべき事項
- ・共同の実施体制の整備
- ・カリキュラムの編成
- ・学位審査
- ・教育研究活動の評価
- ・学生への支援
- ・情報の公開

# ○大学間交流に関する国際場裡における動き

## 【第2回日中韓サミット(平成21年10月)】

- 「日中韓協力10周年を記念する共同声明」を採択・発表し、大学間交流の推進が盛り込まれた。
- 鳩山総理より以下の具体的提案を行い、中韓両国の賛同を得た。
  - ① 質の保証を伴った交流の促進のため、日中韓の有識者会議の設置
  - ② アジアにおける大学の質保証を考える国際会議の共同開催
  - ③ 日中韓における大学間交流の構想の名称は、3カ国で検討

## 【第14回ASEAN+3首脳会談(平成21年10月)】

- 議長声明において、日本による、東アジア地域における大学間交流に関する国際会議を開催するとの提案を歓迎するとされた。

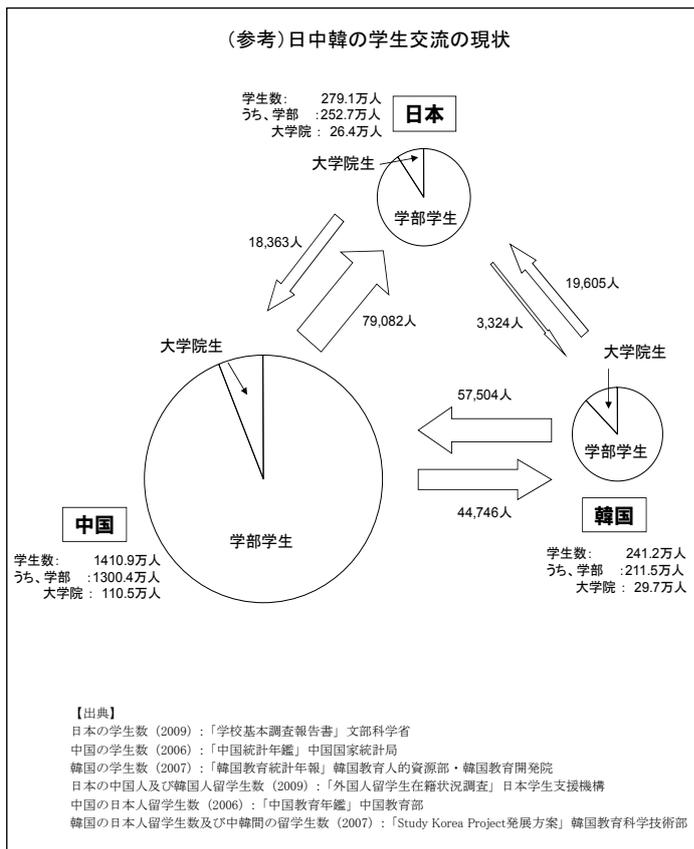
## 【東アジアサミット(平成21年10月25日)】

- 議長声明において、日本による、東アジア地域における質の保証を伴った大学間協力の促進に係る国際会議を開催する提案を歓迎するとされ、中国や豪州等による教育分野の提案も盛り込まれた。

## 【新成長戦略(基本方針)(平成21年12月30日閣議決定)】

- 「外国人留学生の受入れ拡大、研究者や専門性を必要とする職種の海外人材が働きやすい国内体制の整備を行う。さらには、アジアや世界との大学・科学技術・文化・スポーツ・青少年等の交流・協力を促進しつつ、国際的に活躍できる人材の育成を進める。」
- 「高等教育においては、奨学金制度の充実、大学の質の保証や国際化、大学院教育の充実・強化、学生の起業力の育成を含めた職業教育の推進など、進学機会拡大と高等教育の充実のための取組を進め、未来に挑戦する心を持って国際的に活躍できる人材を育成する。」

(参考)日中韓の学生交流の現状



## 「第1回日中韓大学間交流・連携推進会議」(概要)

### 1. 経過

4月16日、東京において第1回日中韓大学間交流・連携推進会議が、三国から出席した委員(名簿は、別紙のとおり)により開催され、三国による「CAMPUS Asia」の取組が開始された。これは、昨年10月10日に北京で開催された第2回日中韓サミットで、鳩山総理大臣より、質の高い交流を行うために有識者会議を設置することなどが提案されたことを受けたものである。

### 2. 議事概要

冒頭、鈴木寛文部科学副大臣から、東アジアの高等教育の発展のため、各国の質保証システムを国際通用性や国際展開の観点から整備するとともに、質の保証を伴った交流を推進することが不可欠であり、本会議における具体的な議論が進展することへの期待が述べられた。

続けて、各国の共同議長からの挨拶があり、中国側の呉・共同議長からは、三国では、教育を含む各方面で一体化が進んでおり、この会議を通じて、今後の交流に向けた橋の設計図をとともに描きたいとの考え方が述べられた。韓国側のソン共同議長からは、人類の発展の源は教育であり、三国の交流と協力を進めるに当たり、今日がその礎になることを期待する発言があった。日本側の安西共同議長からは、これまで個々の大学による交流の努力はあったが、政府レベルでの質保証を伴う検討は初めてであり、今後、アジアへの拡大も視野に入れて進展することを期待する旨が述べられた。

その後、三国の各委員から発言があり、今後のアジアにおける大学間交流の促進に関する期待や、交流の具体化に向けた発言がなされた。

### 3. 合意事項

意見交換を踏まえて、以下の事項について委員間の合意がなされた。

#### (1) 基本的な考え方について

第2回日中韓サミットにおける合意を踏まえ、日中韓において教育の質の保証を伴う大学間交流を拡大していくことは、東アジア地域における学生・教員の移動の活発化、経済活動の一体化が進展する中、地域全体を視野に入れた人材育成を実行するため不可欠であるとともに、東アジア共同体の実現にも貢献するものであること。

## (2) 本構想の名称について

第 2 回日中韓サミットにおいて、本構想の名称を三国で検討することとされており、検討の結果、次のとおり合意された。

日本語：「キャンパス・アジア」

中国語及び韓国語：（それぞれの言語で表記）

英語：“CAMPUS Asia”

(Collective Action for Mobility Program of University Students)

## (3) 今後の進め方について

本構想を着実に実施するため、本会議を順次開催することとし、第 2 回会議は本年秋に中国、後述するワーキンググループの議論の状況により、第 3 回会議を遅くとも 2011 年第一四半期内に韓国で開催することとなった。そして、当面以下の事項の検討を開始することになった。

- ・ 大学間における交流プログラムや質保証に関する共通理解
- ・ 単位互換や成績評価などを含む大学間交流プログラムに関する一定のガイドラインを取りまとめ
- ・ パイロットプログラムの早期実施とその支援方策
- ・ 大学評価の共同指標、質保証に関する共通用語集の発行、各国の大学評価に関する情報の共有化、評価活動の相互参加

## (4) ワーキンググループの設置について

本会議の開催に加え、専門的な観点から更に議論を深めるため、「大学間交流プログラム・ワーキンググループ」及び「質保証ワーキンググループ」を早期に設置することとされた。ワーキンググループの人選等は、日中韓政府間で検討することとされたが、質保証ワーキンググループは、各国の高等教育政策担当者及び本年 3 月に発足した「日中韓質保証機関協議会」がメンバーとなることが想定されている。

別紙

【日本】

- |         |                        |
|---------|------------------------|
| ○安西 祐一郎 | 中央教育審議会大学分科会長，慶應義塾学事顧問 |
| 中鉢 良治   | ソニー株式会社副会長             |
| 寺島 実郎   | 財団法人日本総合研究所会長，多摩大学学長   |
| 濱田 純一   | 東京大学総長                 |
| 平野 眞一   | 独立行政法人大学評価・学位授与機構長     |
| 徳永 保    | 文部科学省高等教育局長            |

【中国】

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| ○呉 博達 | 中国教育部学位・大学院生教育発展センター主任    |
| 王 戦軍  | 中国教育部高等教育教學評価センター副主任      |
| 楊 河   | 北京大学学長代理（副学長）             |
| 張 兆東  | 中国北大方正グループ株式会社総裁          |
| 張 秀琴  | 中国教育部国際協力交流司司長            |
| 劉 桔   | 中国教育部高等教育司副司長<br>(劉委員は欠席) |

【韓国】

- |          |               |
|----------|---------------|
| ○ソン・テジェ  | 大学教育協議会事務総長   |
| ユン・ジョンヨン | サムソン電子顧問      |
| イ・ヒョンチョン | 祥明大学総長        |
| キム・インセ   | 釜山国立大学総長      |
| キム・テウォン  | 韓国教育開発院長      |
| ソン・キドン   | 教育科学技術部国際協力局長 |

○：共同議長

計 18名  
(うち出席者 17名)